

2018年11月吉日

苫小牧市長 岩倉 博文 様

一般社団法人 北海道ビルメンテナンス協会
会長 山田 春雄
一般社団法人 北海道ビルメンテナンス協会
苫小牧地区協議会
会長 水野 光

2019年度入札に向けての要望について

時下 貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶びを申し上げます。

平素は当協会の運営、事業活動へのご指導、ご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、ビルメンテナンス業含めあらゆる産業で人手不足が深刻化しておりますが、他産業に比べ低賃金の我々の業界では、作業員の確保に苦慮しております。

また、度重なる最低賃金改定の上昇、厚生年金保険等の公的負担額が上昇する中、民間ユーザーからの契約金額の据え置きや仕様変更による作業時間の短縮に伴い、末端で従事する者の時間数削減等が求められ、安定した人員の確保が更に難しい現状が続いております。

官公庁においては行き過ぎた最低制限価格入札や業務委託料の据え置きが継続し、賃金支払の原資である売上が年々減少し続けており、労働集約型産業の典型であります。

このような状況を踏まえ(一社)北海道ビルメンテナンス協会苫小牧地区協議会は、私たちの業界で働く従業員達の生活を守るため雇用を維持し、労働環境や労働条件の向上を目指し、苫小牧市に対して要望書を提出させていただきました。

何卒、業界の厳しい現況をご理解いただき、ご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

< 要望事項 >

- 1 最低制限価格の設定額見直し及び予定価格積算の見直し
- 2 長期契約型(5年契約)入札物件の契約期間中における委託契約金額見直し
- 3 指名競争入札業者の選定見直し
- ※ 知事登録業者及び当協会加盟企業への配慮
- ※ 評価点方式の導入
- 4 インспекション方式の導入
- 5 大規模施設管理物件のJV方式導入

以上、5項目に関して要望いたします。

なお、詳細については別紙をご参照ください。

1 最低制限価格の設定金額見直し及び予定価格積算について

2017年度の要望書にも記載がございました通り、現況設定される最低価格設定70%から85%以上(北海道最低入札価格)で最低制限価格を設定する入札制度を導入ください。

予定価格は、仕様条件に基づき労働単価を使用し、積算基準に沿って積算するよう改めて、早期に文書等による周知徹底をお願いするとともに、周知結果についてもお知らせ願いたい。

加えて、法定福利費等の負担が可能となる見直しの検討もお願いします。

また、受託施設への通勤手段に要する費用は、間接経費で見込まれているとされていますが、入札物件によっては、従業員が現場までのアクセス方法が公共交通機関以外(自家用車)による物件や人材確保にかかる募集経費等も含め、ご検討をお願いします。

2 長期契約型(5年契約)入札物件の契約期間中における委託契約金額の見直し

2018年10月に最低賃金額が835円に到達致しました。このペースは毎年3%以上の速度で上昇しており、長期契約型の物件においては、落札後の契約金額が度重なる最低賃金の上昇により、赤字経営となるビルメンテナンス企業も存在しているのが実態です。

建築物保全業務においては、現場状況の変化に即応した完成度の高いサービス提供は、実態的に2年目以降となり、複数年契約の場合、従業員の安定的継続雇用につながり、経済的波及効果も期待でき、法定教育時間や使用資機材等にかかる経費が平準化されるため、入札と経営の効率化も期待できる事が大きい分、最低賃金上昇や法定福利費の変動による問題が生じております。

以上の事から、契約期間の間は毎年、契約金額を各当該年度の入札と同様の方法で積算された予定価格の上昇率以上で引上げることをご検討願います。

見直しが行われない場合、2年目以降、賃金の引き上げとそれに伴う法定福利費の負担ができなくなる可能性があり、毎年見直される労務単価や積算基準などの改定に基づいて実施される翌年度以降の入札と著しく公平性も欠くこととなります。

従って、長期契約型であっても、契約期間中での契約金額が変更出来るシステムを導入する方向でご検討願います。

(1) 最低賃金上昇の推移

2007年 北海道最低賃金額 654円

2018年 北海道最低賃金額 835円 ※ 10年間で181円の上昇

※ ビルメンテナンス業種では、苫小牧市内における求人募集時間額(平均900円)を超過している実態も把握いただきたい。

(2) 複数年契約時の契約金額改定

今後の動向

国が目標とする最低時給額【1,000円】と試算

2018年 北海道最低賃金額 835円(3%増)

2023年 同上 960円(15%増)

※ 更にそれ以降も3%以上で最低賃金を上昇させることが目標とされています。

3 指名競争入札業者の選定見直し

苫小牧市の指名競争入札制度においては、地元には本社が無い企業、営業実態の無い事業所(名ばかり営業所)でありながら、指名競争入札に参加する業者が多く存在しております。

また、指名業者の中には「北海道知事登録」をしていない業者が指名競争入札に参加している現状にあります。

北海道知事登録業者は、定期的に清掃従事者の教育、品質向上に向けての技能教育等々を行い、安定した施設内外の品質管理向上に向けての取り組みを行っている次第であります。

さらに、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(建築物衛生法)に基づく知事登録業者で構成する苫小牧地区協議会は、加盟する企業11社が相互に連携し、品質の向上、地域における雇用促進に向けての定例会を実施し、建築物維持管理の向上を目的に取り組みを行うほか、苫小牧市への地域貢献事業として、奉仕活動(年/1回)を行い、ビルメンテナンス業としての技術提供をしているところでございます。

道内での他の自治体の中には、市が発注する入札物件においては、地元には本社、営業所が無い企業には、指名入札に参加できないシステムが構築されており、苫小牧市においても他の自治体で行っている方式を是非とも導入いただき、当協会に加盟している業者への配慮をお願いします。

- 指名競争入札に関する公平・公正な入札及び適正な業務実施による業務品質確保のため、下記に法令遵守と技術的適正に関する審査と実施をお願いします。

(1) 営業拠点の確認(参加要件)

苫小牧市(清掃業登録企業)の登録業者

(2) 必要人員の確保や発注者との打ち合わせ等に支障をきたさないよう営業実態の審査を厳格に行い

【名ばかり営業所】の完全排除すること(国交省官房長通達 H21)

- ・対象施設の近傍に常用雇用の責任者が常駐する3年以上の実態証明
(責任者の住民票および健康保険被保険者証、電気・水道使用量等)

(3) 施工能力の確認

- ① 保険証、契約書等による損害保険の加入確認
- ② 必要資格保有者の在職確認及び履行可能な従業員が確保されていること

(4) 各種法令順守の確認

- ① 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下、「建築物衛生法」という。)に基づく知事登録業者であること(参加要件)
- ② 当該業務配置従業員に最低賃金以上の賃金支払い(履行要件)
 - ・賃金支払い明細書及び賃金台帳等による確認
- ③ 加入要件を満たす配置従業員の社会保険及び労働保険への加入(履行要件)
 - ・健康保険及び雇用保険の被保険者証の写し等による確認
- ④ 当該業務配置従業員の健康診断の実施(履行要件)
 - ・健康診断実施結果報告書控え、または、個人票控えによる確認

(5) 業務品質の確保

- ① 規模および業務内容が同等程度以上の官公庁施設(外郭団体、指定管理者の関する施設も含む)において、直近5年以内に3年以上の受注実績(参加要件)
- ② 「建築物衛生法」では、対象施設の良好な環境維持のため、清掃員等に対する教育等による業務品質の確保、向上を義務付けられており、通知の「2-(1)作業従事者研修に係る審査について」においても自社研修は、登録機関の行う研修に相当するものであることから、配置清掃員の法定教育を少なくとも履行後2ヶ月以内に実施し、適正に実施されていることを清掃従事者研修登録機関からの証明書による確認(履行要件)
- ③ 業務実施計画書の提出(履行要件)
 - ・仕様書に基づく配置人員、仕様資機材、作業手順、と所要時間などを含む業務実施計画書(5) 同一資本又は人的関係者の同一入札への参加制限
 - ア. 資本関係
 - ・親会社と子会社の関係
 - ・親会社を同じくする子会社同士の関係
 - イ. 人的関係
 - ・一方の会社の役員が、地方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ・一方の会社の役員が、地方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第67条第1項又は民事再生法64条第2条の規定による選任された管財人を現に兼ねている場合

4 履行検査等の実施(インスペクション方式の導入)について

インスペクション方式の導入は履行要件の確認が図られ、手抜きによる提供サービスの品質の低下を防止、また、施設の美観向上に繋がるインスペクション有資格者保持者が行政担当と定期に検査を行う事で、契約が適正に履行されているか確認する手段ともなります。入札参加要件の一つにインスペクション資格者を加え、事業者選定の資料とされますよう、委託業務についても要求作業水準に照らし「履行検査」の実施と、粗雑な役務を行った者へは地方自治法施行令第167条の4の2に基づく入札参加制限の検討をお願い致します。

5 大規模管理物件のJV方式導入について

人手不足による労働者確保の問題が深刻化し、各入札物件により人員確保が非常に厳しい状況が近年続いております。

これまで、落札業者が単体で契約を履行する物件が主流でありましたが、今後については予め述べ床面積が2,000㎡を超える物件においては、同業種によるJV方式を導入し、人材確保を連携する事で、より安定した現場管理とより高い技術提供が可能となり、施設内の美観向上が見込まれると考えております。

次年度以降の入札物件においては、この方式を導入できる仕組みのご検討をお願いします。

また、JVを行う場合には、地元企業と地元で営業所を所在する企業とすることをお願いしたい。

(履行要件)、その他要件については、3(1)～(5)に記載する事項を満たす者とする。